







*** 目 次 ***

	松本ってどんなところ？	1
	届出・保険など	
	学生の住民登録	2
	マイナンバーカード	3
	国民健康保険・国民年金	4
	くらしと税	5
	学生と税金のことQ&A	
	くらしと生活、住まい	
	ごみ収集	7
	ごみ・資源物の分け方・出し方	
	上下水道	9
	水道の開栓・閉栓	
	水道料金・下水道使用料、支払い方法	
	水道管の凍結、断水でお困りのときは	
	消費生活	10
	町会への加入・長野県民交通災害共済	11
	自転車損害賠償保険等への加入	12
	原付バイクについて	13
	自転車の処分・譲渡方法	15
	交 通	
	松本駅周辺の自転車等放置整理区域	16
	ぐるっとまつもとバス	17
	シェアサイクル、自転車通行空間	19
	防 災	
	松本市の災害情報	20
	松本市消防団	21
	その他	
	選挙	23
	松本市の冬にご注意ください	24
	冬期の運転準備は万全ですか！	
	スリップ事故防止	
	松本市ハタチの記念式典	27
	各種情報	
	松本市の広報	28
	市民活動サポートセンター・学割カエルパ！	29
	各種情報	30
	松本市医療ガイド	31
	ゼロカーボン市民アクションプラン in まつもと	32

松本市ってどんなところ？



アルプちゃん

「アルプちゃん」プロフィール

帽子は北アルプス、服は豊かな自然を表す緑色、楽都をイメージしたバイオリンを持って、花いっぱい運動の発祥地であることから花の飾りを頭に付けています。

肩書 ♡ 松本市マスコットキャラクター

名前 ♡ アルプちゃん

性別 ♡ 妖精なので性別なし

年齢 ♡ アルプスができたところからいます

好きな食べ物 ♡ 梓川りんご、山辺ぶどう、そば、野菜
好き嫌いなし



松本市の概要

松本市は長野県のほぼ中央に位置し、北アルプス、上高地、美ヶ原などの雄大な自然を有し、国宝松本城を中心とした城下町の風情が残る町並みなど歴史と文化・伝統に恵まれた都市として発展しています。

人口 231,870人 県内2位 (1位長野市 358,972人)

面積 978.47km² 県内1位

標高 592.21m (基準:松本市役所) (令和7年3月1日現在)

	松本市	東京
気温	1月平均 1.2℃	1月平均 6.6℃
	8月平均 27.0℃	8月平均 29.6℃
年間日照時間	2328.1時間	2133.6時間
年間降水量	887.0mm	1152.5mm
湿度(平均)	65%	68%

(気象庁:過去の気象データ 2025年 抜粋)



学生の住民登録

～学生の住民登録はどうしたらいいの？～

【問い合わせ】

市民課

TEL:0263-33-9841

進学で引越しされた方は、原則、現在住んでいる寮・アパート等が住所地です。

住所の異動がある方は、住民基本台帳法に基づき、転出・転入の手続きをする必要があります。

上下水道やゴミ処理、道路・公園の整備などの役割は、住んでいる市区町村が担っています。

住民票は、こうした行政サービスや選挙人名簿への登録などにつながる大切な情報ですので、忘れずに住民登録異動の手続きをしましょう。

転出・転入の手続きは簡単です！

① 窓口に行く場合

住民登録をしている市区町村役場窓口に、**転出届**を提出して**転出証明書**を受け取ってください。

持ち物：本人確認書類（運転免許証・資格確認書・学生証・マイナンバーカード等）

新しく住む市区町村役場窓口で、**転出証明書**を添えて**転入届**を提出します。

持ち物：転出証明書、本人確認書類（運転免許証・資格確認書・学生証・マイナンバーカード等）

*転出届は、引っ越す14日前から手続きすることができます。
転入届は、住み始めた日から14日以内に届出をしてください。

② オンラインの場合（転出のみ）

<マイナンバーカード所有者>

マイナポータルで

転出・転入予定の手続きをする

マイナポータルの申請処理状況が「完了」となっていたら、転入先の市区町村役場窓口で**転入の手続き**をします。

持ち物：マイナンバーカード

オンライン転出の詳細についてはこちらから



松本市に住民登録をすると、以下のことができるようになります

- 運転免許試験を中南信運転免許センター（塩尻市）で受験することができます。
- 松本市に転入届をした日から3か月以降に実施される選挙の投票が松本市でできます。
- マイナンバーカードの申請・受取が松本市でできます。

無料で作れる身分証明書



【問い合わせ】

市民課

TEL:0263-31-3567

マイナンバーカードの作り方

学生証だけじゃ通用しない本人確認の場面は意外と多い。

たとえばどんとき？ バイト開始時の書類提出、携帯電話の購入、不動産賃貸契約 etc

申請方法

申請方法		詳細
オンライン	スマホ	申請書に表示された QR コードを読み取って、インターネットから申請します。 顔写真はスマートフォンやデジタルカメラ等で撮影したデータを利用できます。
	パソコン	申請書に記載された 23 桁の ID を入力してインターネットから申請します。 顔写真はスマートフォンやデジタルカメラ等で撮影したデータを利用できます。
郵送		申請書に署名・顔写真を貼付して郵送で申請します。
まちなかの証明写真機 (対応機種のみ)		まちなかの証明写真機に、申請書に記載された 23 桁の ID を入力して、写真機でそのまま申請します。顔写真は写真機で撮影した写真を使用します。
窓口		本人確認書類と顔写真を持って、ご本人が市民課または支所・出張所にお越しください。※市民課と南松本マイナンバーカードセンターでは無料で写真撮影ができます。

※申請書が必要な場合は、市民課へご連絡ください。

交付方法

申請から約1か月～1か月半後に、交付通知書を住民登録地に郵送します。ご本人が交付通知書に記載された交付場所へお越しください。※マイナンバーカードは住民票のある市区町村窓口での受取となります。

マイナンバーカードの申請・交付の詳細は、マイナンバーカード総合サイトを
ご参照ください。



 マイナンバーカード
総合サイト

国民健康保険

～就学のため、親元を離れ、住民票を移したとき～

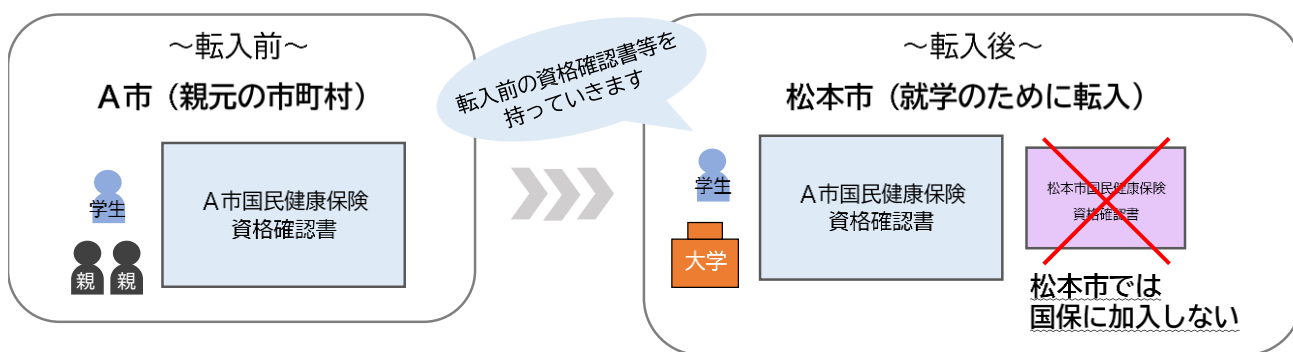
学生特例

国民健康保険は、原則住民票のある市町村で加入することとなっていますが、就学のために親元を離れ住民票を移した学生は、特例により転入前の市町村の国民健康保険に加入することができ、保険料は親元の世帯が負担します。学生特例を受けるには、親元の市町村で手続きが必要です。

【問い合わせ】

保険課

TEL:0263-34-3203



手続きについて

保護者が国民健康保険に加入している場合は、転入前の市町村窓口において、在学証明書(学生証)など学生であることが分かる書類等を持参して、学生特例の手続きを行ってください。

※マイナ保険証を利用している方は
そのままマイナ保険証を使うことができます。

国民年金

～20歳になったら国民年金～

詳細は、日本年金機構のホームページをご覧ください。



20歳になると

国民年金へ自動的に加入になり、誕生日が過ぎると基礎年金番号通知書と納付書が住民登録のある住所へ届きます。

基礎年金番号通知書は保管をしてください。保険料を納付する場合は届いた納付書でお支払いいただくか、もしくは口座振替やクレジットカード納付の登録をお願いします。

学生の場合は

学生納付特例の申請書を提出して承認されると保険料の支払いを猶予することができます。猶予された期間は、将来もらえる年金額が減ってしまいますので、ご注意ください。

【問い合わせ】

市民課年金担当

松本年金事務所
(自動音声案内)

TEL:0263-34-3218

TEL:0263-25-8100

松本市に住民登録のない方

住民登録のある自治体、管轄の年金事務所

年金額を増やしたい場合、月々400円を上乗せして払う付加保険料があります！

年金額を減らしたくない場合、10年以内であれば該当期間を納めることができる追納制度があります！

くらしと税

～学生と税金のことQ&A～

【問い合わせ】

市民税課 市民税担当

TEL:0263-34-3232

Q1 学生は市民税・県民税の申告をする必要がありますか？

A1 申告を必要とする場合があります。

例)

- ・アルバイトの給与収入が965,001円以上あり、年末調整をしていない場合
(控除を申告することによって市民税・県民税を減額できる場合があります。
控除については市民税課にお問い合わせください。)
- ・収入がなく、松本市外に住んでいる家族に扶養されている場合

Q2 市民税・県民税の申告手順について教えてください。

A2 ①アルバイト収入のある人は、以下のものを持参して申告会場へお越しください。

- ・収入がわかるもの(源泉徴収票、給料明細書等)
- ・控除証明書(生命保険、国民年金等)
- ・マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード
- ・身分証明書(運転免許証、学生証等)

②収入がなく、松本市外に住んでいる人に扶養されている人は、以下のものを持参して申告会場へお越しください。

- ・マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード
- ・身分証明書(運転免許証、学生証等)

* 郵送で申告することもできます。郵送の場合は申告書を作成していただき、源泉徴収票や控除証明書(原本)、マイナンバーのわかるもの及び身分証明書のコピーを同封してください。

* 申告時期は毎年2月16日から3月15日(土日祝日を除く)
申告会場は松本市ホームページをご覧ください。

松本市ホームページ



Q3 申告をしなくていいのは、どのような場合ですか？

A3 以下の人は申告をする必要はありません。

- ・収入がなく、一緒に住んでいる家族に扶養されている場合
- ・アルバイト先で年末調整をした場合

Q4 市民税と県民税の違いってなに？

A4 市民税は松本市に納める税金、県民税は長野県に納める税金です。

税金を納めるときは、市民税・県民税をあわせて松本市に納めます。

市民税・県民税を住民税と呼ぶこともあります。

Q5 住民登録が別になっていると税法上の扶養家族になれないのですか？

A5 扶養家族になれます。

ただし、1年間(1月から12月まで)のアルバイトの給与収入が 123 万円(年齢 19 才以上 23 歳未満の人は 188 万円) を超えた場合は、扶養家族になれませんのでご注意ください。

長野の松本？いいえ信州の松本です！

長野県の県庁所在地は長野市であるため、分かりやすくするために「**信州の松本**」と覚えていただくと良いでしょう。

長野と松本は宿命のライバル??とも言われているようですが、本当はとっても仲良しで、互いに助け合って信州を盛り上げています。

昭和43年5月に制定された「県歌信濃の国」は、ほとんどの県民が歌えます。

県歌で長野県民の心はしっかりつながっている・・・かも？

「**県歌 信濃の国**」 1番(6番まであります)

信濃の国は十州に 境連ぬる国にして
聳ゆる山はいや高く 流るる川はいや遠し
松本伊那佐久善光寺 四つの平は肥沃の地
海こそなけれ物さわに 万ず足らわぬ事ぞなき



ごみ収集

【問い合わせ】

資源循環推進課(松本クリーンセンター内)

TEL:0263-47-1096

E-mail:kankyo-s@city.matsumoto.lg.jp

ごみの出し方は 2 種類

使用のごみステーションによって、ごみの出し方に違いがあります！！

① 町会（自治会）やアパート・マンションが設置して松本市が承認し、松本市が回収するごみステーションの場合

- ・松本市で作成している「家庭ごみ・資源物の分け方・出し方」に従って、収集日の決められた時間までにごみを出してください。
- ・専用のごみ袋には記名してください。専用のごみ袋(市指定)は、スーパーなどで販売しています。
- ・「家庭ごみ・資源物の分け方・出し方」や、「地区別ごみ・資源物収集日程表(ごみのカレンダー)」、細かい分別方法が載っている「ごみ処理辞典(ごみだす)」は、松本市の公式ホームページからダウンロードできます。

② アパート・マンションが設置して、独自に契約したごみ収集業者が回収するごみステーションの場合

- ・この場合も、基本的には松本市のごみの分け方・出し方に準じて分別してください。
- ・具体的な排出方法や日程は、設置者(家主や管理会社)に確認してください。

※いずれの場合も、分別やごみ減量にご協力ください！

ごみの分別アプリ『さんあ～る』



Android の方

Android は、Google Inc. の商標です。



iPhone の方

iPhone は、米国その他の国で登録された Apple Inc. の商標です。iPhone の商標は、アイホン株式会社のライセンスにもとづき使用されています。



ごみの分別アプリ『さんあ～る』や『市公式LINE』から、収集日程の通知や「ごみ処理辞典」の閲覧ができます。

市公式LINEで使える『ごみ』に関するメニュー



破碎・埋立＝青色

可燃＝赤色

プラスチック資源＝黄色

令和8年度 家庭ごみ・資源物の分け方・出し方

指定ごみ袋には、必ず氏名を記入してください。日程表と併せてご覧ください。
事業所のごみは、ごみステーションに出すことができません。

ごみ減量の合言葉…「3R」

①ごみを減らす工夫をしましょう! Reduce (リデュース)
②繰り返し使いましょう! Reuse (リユース)
③資源として再利用しましょう! Recycle (リサイクル)

ごみの収集日・分別方法をアプリやLINEでかんたん確認

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」
iPhoneの方 Androidの方
松本市 LINE 公式アカウント

区分	出し方	種類	主な品目	出し方の注意
可燃	可燃ごみ専用袋 (30L・15L)	台所ごみ	めか、酒・豆乳等のパックで内側にアルミコーティング等しているもの	●生ごみ等を出すときは、水切りを十分行い、新聞紙等に包むなどして出してください。 ●はし、串など先端のとがったものは、折るなどして危険のないようにしてください。 ●生ごみ・剪定木の処理機を購入すると補助制度があります。(日程表参照)
		木くず 小型家具類	木くず、板等、小型家具類(小さく破砕して!)	●板等、家具類は、最大で長さ50cm(一番長いところ)×直径30cm位までの束にして指定ごみ袋を付けて出してください。 ●複数の束になる場合は、一束に指定ごみ袋をつけ、残りの束は荷札等をつけて出してください。上記のサイズより小さくならない物は直接、松本クリーンセンターへ持ち込んでください。(有料)
		ふとん類	ふとん類、カーペット、カーペット類、紙おむつ	●ふとん・カーペット類、町会へのステーションに出せるものは、指定ごみ袋に入っているもののみです。袋に入らないものは、直接、松本クリーンセンターへ持ち込んでください。 ●電気(毛布・カーペット)は、コントローラー部を外して出してください。(コントローラーは小型家電へ)
		灰その他	灰・ねご砂、ペットのふん、油紙・セロハン紙、布クロス表紙、カーボン紙、ポリ加工紙、感熱紙等	●紙おむつは、汚物を取り除いてから出してください。(汚物はトイレへ流してください) ●プラスチック資源、大型プラスチック資源以外のプラスチック(固形物が残っていたり、汚れのひどいものは可燃ごみとして出してください) ●灰には、ある程度水で湿り気を与えてください。
破砕	破砕専用袋 (30L・15L)	落ち葉	落ち葉、草、花	●複数の束になる場合は、一束に指定ごみ袋をつけ、残りの束は荷札等をつけて出してください。 ●可燃ごみ用指定袋(赤文字)も使用できます。 ●トゲのある木・枝は新聞紙で包むなどの措置をとってください。
		複合製品	カミソリ、魔法瓶、傘、ホチキス等、スーツケース(キャリーケース)、レンジガード(一例)、なべ焼ききょう用アルミ、ガラスのフタ(金属枠あり)	●「破砕」の文字に○印をして出してください。 ●カミソリ等は、刃の部分を紙で包むなど安全な方法で出してください。 ●破砕ごみは、長さ80cm以内の大きさに、袋に入らない場合は指定ごみ袋を付けて出してください。(それ以上のものは、直接、松本クリーンセンターへ搬入してください。)
埋立	埋立専用袋 (30L・15L)	ガラス類	ガラス類(耐熱ガラスも含む)、陶磁器類	●「埋立」の文字に○印をして出してください。 ●割れた物は、指定袋が破れないようダンボール箱などに入れ、中身が分かるように表示し、指定ごみ袋に入れて出してください。 ●陶磁器製の食器は、リユース・リサイクルの取り組みを行っています。右下、リユース・リサイクル欄をご覧ください。
		陶磁器類	陶磁器類、磁器類	
プラスチック資源	指定袋は不要	長辺30cm以下のプラスチック	容器包装プラスチック、製品プラスチック	●「プラスチック資源」の文字に○印をして出してください。 ●ビニールシート、PPバンド、各種類の長いものは30cm以下に切断してください
		大型プラスチック資源	大型プラスチック指定品目(全29品目)、指定品目以外のものは大型プラスチック資源では出せません	●「大型プラスチック資源」の文字に○印をして出してください。 ●30cm以下、30cm超
資源物	資源物専用袋	紙類	新聞、その他紙類、ダンボール、牛乳・ジュースパック	●種類別にバラつかないよう、紙紐かビニール紐で十文字にしばって出してください。 ●チラシ類は、新聞と分けて雑紙としよ。新聞の強い紙類(石鹸・入浴剤・線香の箱等)や汚れのひどい紙類は、可燃ごみとして出してください。 ●雑誌・本・チラシ類、菓子箱等の厚紙や各種箱を含む
		金属類	アルミ缶、スチール缶、その他金属、フッ素樹脂加工品、バイク・スクーター、自転車	●缶は中を洗い、「アルミ缶」と「スチール缶」に分けて、町会用の資源物収集袋に入れてください。 ●錆びている資源物の金属類として出してください。ただし、腐食のひどい缶など(手で簡単にポロポロになる程度)は、埋立ごみとして出してください。 ●自転車・バイクには、荷札等で「資源物」と表示してください。 ●電動アシスト自転車のバッテリーは、電池類として出してください。 ●包丁・鎌・はさみは資源物の金属です。 ●その他金属については、袋に入れる必要はありません。袋が必要な場合は、中身の見えるビニール袋を使用してください。
雑・資源物	決められた回収容器へ	布類	木綿・合成繊維、例:衣類・カーテン・毛布・シーツ・タオルなど	●中身の見える袋に必ず入れてください。 ●雨天などで濡れてしまう日には、出さないでください。ぬれた布にカビが発生すると資源化できません。 ●下着類や靴下、ダウン、綿入の衣類は可燃ごみとして出してください。
		生きびん	キリンアサヒ、サッポロ、サントリー、製造のびん、※ココロラびんは除く	●びんが倒れないよう、しぼるなどして出してください。 ●ケースがある場合は、ケースでも可(ただし木箱は不可) ●生きびんは、できるだけ販売店にお返しください。 ●割れたものは雑びんとして色別に出してください。
雑・資源物	決められた回収容器へ	雑びん	無色透明、茶色の回収容器へ、その他の色、青色の回収容器へ	●水洗いで、汚れが落ちないびんは、埋立ごみとして出してください。 ●地ビールのびんは、雑びんで出してください。 ●外れにくい中栓は、無理に外さずそのまま出してください。 ●梅漬や果実酒用の保存びんは、雑びんで出してください。 ●3色に色分けして、それぞれ別の回収箱に入れてください。 ●びんの口が透き通っていない化粧品・ぬり薬等のびんは、埋立ごみとして出してください。
		ペットボトル	対象は無色透明でリサイクルマークが、PET	●ペットボトルに付いている取っ手、リング等は、無理に外さずそのまま出してください。 ●ペットボトルのキャップ・ラベルは外してください(キャップ・ラベルは、プラスチック資源へ)。 ●色つきのペットボトルは、プラスチック資源として出してください。 ●汚れたペットボトルは可燃ごみとして出してください。
雑・資源物	決められた回収容器へ	蛍光灯	蛍光灯、LED電球、体温計	●割れた蛍光灯は、袋等に入れて出してください。 ●スプレー缶・カセットコンロ用ボンベ等は必ず火気のない風通しのよい屋外で使い切ってから出してください。 ●ライターは、中のガスを火気のない風通しのよい屋外で使い切ってから出してください。
		電池類	乾電池、コイン電池、ボタン電池、リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、モバイルバッテリー	●電池類は、不適切な処分をすることで、火災につながる恐れがありますので、以下の処分を守ってください。 ●充電式ではない電池(乾電池、コイン電池、ボタン電池)は、袋に入れて、そのまますべての回収容器に入れてください。 ●充電式ではない電池(乾電池、コイン電池、ボタン電池)は、中身の見える透明のビニール袋に入れ、口をしぼって、専用の回収容器に入れてください。 ●充電式ではない電池(乾電池、コイン電池、ボタン電池)は、中身の見える透明のビニール袋に入れ、口をしぼって、専用の回収容器に入れてください。 ●充電式ではない電池(乾電池、コイン電池、ボタン電池)は、中身の見える透明のビニール袋に入れ、口をしぼって、専用の回収容器に入れてください。 ●充電式ではない電池(乾電池、コイン電池、ボタン電池)は、中身の見える透明のビニール袋に入れ、口をしぼって、専用の回収容器に入れてください。
雑・資源物	決められた回収容器へ	小型家電	炊飯器、照明器具類、掃除機、ビデオデッキ、プリンター、電子レンジ、ホットプレート、扇風機、ミニコンボイカセ、トースター、電気ストーブ、カメラ、ドライヤー、携帯電話	●大型の機器、器具、楽器はクリーンセンターへの搬入となります。 ●「マッサー・マッサージャー、ランニングマシン、電子オルガン等」 ●電気カーペット、電気毛布は、コントローラー部(コード含む)のみです。本体はたまたま可燃ごみとして出してください。 ●資源物の金属類として出してください。 ●照明器具類は、蛍光灯・電球等を外してください。 ●家電リサイクル法の対象品目(テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫)は出せません。(下の欄の案内どおり処理してください。) ●冷媒(フロン等)使用の家電、保温冷庫可能な家電は出せません。 ●電池・バッテリーが取り外せる製品は、取り外してください。(取り外した電池・バッテリーで回収対象のものは、「電池類」として出してください。) ●電池・バッテリーが取り外せない製品は、無理に分解せず、そのまま「小型家電」として出してください。 ●電気こたつは外せる電熱部分のみ小型家電です。外せないものは一体で、天板と共に破砕です。脚は可燃へ。
		使用済天ぷら油	出場所: 支所・出張所、地区公民館、福祉ひろば(第3・城東・寿台)及び市役所環境保全課、松本クリーンセンター及び松本市リサイクルセンターに出すことができます。また、イオン南松本店でも回収をしています。 出方法: 各家庭の使用済み天ぷら油を持参し、受付または営業時間内に備え付けのポリ容器に移し替えてください。	●てんぷら油を入れてきた容器(ペットボトル等)は、持ち帰ってください。(容器のままお出しいただく施設もあります。紙パックが油が漏れることがあるため、紙パックは持ち込まないでください。) ●水・機械油・ロード・油かすは入れないでください。 ●飲食店等で使われた油は、産業廃棄物ですので対象外です。
粗大	粗大専用袋	物干し竿(金属製)	150円/本、物干し台 780円/台(1組1,560円)	
		スキー、スノーボード用具、ステレオ機、カーペット、ミニシン	830円/台、(スプリング入)マット・椅子・ソファ、スプリングマット 1,040円/個、スプリング入り椅子(2人用以上) 1,040円/個、スプリング入り椅子(1人用) 520円/個、ベッド枠 1,040円/個	

テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機 冷蔵庫・冷凍庫の取り扱い

※家電リサイクル法により市では取り扱えません。

過去に購入したものを小売店で買い替えたもの(小売店への経費の支払いが必要)

上記以外(メーカーと大きさを確認して、郵便局でリサイクル券の購入が必要)

指定引取場所: 花村産業(株) 松本市市場5-26 ☎29-1288、日本通運(株) 松本市双葉4-4 ☎27-0836

バイクの処分方法

リサイクルマークの有るもの、リサイクルマークのないもの

バイクメーカー等が実施している「二輪車リサイクルシステム」でも処分できます。
●持込先: メーカーが指定する指定引取場所又は「廃棄二輪車取扱店」
●対象車種: 国内で販売されたバイク(原動機付自転車・二輪・小型二輪)
詳しくは: 二輪車リサイクルコールセンター ☎050-3000-0727

犬・猫の死体

●松本クリーンセンターへ直接搬入する場合 <有料 330円/匹> (可成り一緒に焼却されます。体重量25kg未満)

●資源循環推進課へ収集を依頼する場合(営業時間内) <有料2,200円/匹> (体重量25kg未満)

●火葬を希望する場合は葬儀センター(☎32-1356)へお申し込みください(電話で予約が必要です)。
<有料/体重量30kg未満:7,640円/匹 体重量30kg以上:9,840円/匹>
(葬儀センターは、12月31日~1月31日以外は、土日・祝日も業務を行っています。受付時間AM8:30~PM5:00)
●道路上の野良猫等の死骸は資源循環推進課(開庁時間外は松本市役所 宿直 ☎34-3000)までご連絡ください。

市で収集できないもの

●各施設へ自己搬入する。一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼する。
●販売業者等に引き取ってもらいましょう。●代表的なもの: 注射器・針、農薬、廃油、揮発油、直径30cm以上の長さ1m以上の丸太、建築廃材(ブロック、コンクリート、瓦等)、農機具等、冷蔵庫・除湿機(フロン入り)、特別収集(有料): 年1回実施、実施日時は日程表に記載、タイヤ、消火器、バッテリー、ガスボンベ

市で処理できないもの

●各施設へ自己搬入する。一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼する。
●販売業者等に引き取ってもらいましょう。●代表的なもの: 注射器・針、農薬、廃油、揮発油、直径30cm以上の長さ1m以上の丸太、建築廃材(ブロック、コンクリート、瓦等)、農機具等、冷蔵庫・除湿機(フロン入り)、特別収集(有料): 年1回実施、実施日時は日程表に記載、タイヤ、消火器、バッテリー、ガスボンベ

ご自身の収集・分別のお問い合わせは…

資源循環推進課(松本クリーンセンター内)
直通 ☎0263-47-1096 FAX ☎0263-40-1335
代表 ☎0263-34-3000 [内線] 532000
松本市公式ホームページアドレス

ご自身で持ち込む場合(有料)

身分証明書の提示が必要です。(10円未満切り捨て)
本人または一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼して搬入してください。(受付時間) ●平日/AM8:30~PM4:30 ●土曜日/AM8:30~12:00 ※日曜日・祝日は休業

松本市リサイクルセンター

島内9833-2 (☎40-0018)
●資源物 (31円/10kg): 紙類・金属類・生きびん、雑びん・布類・ペットボトル、小型家電・ベッド枠(鉄製)
●埋立ごみと左記以外の資源物 (110円/10kg): 切断された紙・切断が必要な紙(シュレッダー処理できます)、蛍光灯・体温計・電池類・スプレー缶・ライター

松本クリーンセンター

島内7576-1 (☎47-2079)
●可燃ごみ
●プラスチック資源(大型プラスチック資源含む)
●破砕ごみ (150円/10kg)

リユース・リサイクル

●子ども用品: 専用の回収ボックスへ
●陶磁器製食器: 年に一度の回収へ
詳細は松本市HPをご覧ください

●子ども用品: 専用の回収ボックスへ
●陶磁器製食器: 年に一度の回収へ
●定木木: 下記リサイクル業者への持ち込みを促進しています。(有料)
●清水建設 松本市島内910 ☎40-4400
●あさぎ環境保全 松本市浪田2019 ☎92-3226

上下水道



～開栓・閉栓や料金、支払い等について～

【問い合わせ】
水道料金センター
TEL:0263-48-6810

水道の開栓・閉栓

水道を使用したいとき(開栓)、使用をやめたいとき(閉栓)や使用者名義変更などの諸手続きの際は、水道料金センター(電話 0263-48-6810)へ事前にご連絡ください。開栓・閉栓は電子申請からも手続きができます。



水道料金・下水道使用料

料金は2ヶ月ごとの水道メーターの検針によってお支払いいただきます。

【支払期限】水道料金:検針翌月の7日まで 下水道使用料:検針翌々月の7日まで

支払い方法

お支払いには便利な口座振替(毎月7日振替)がお勧めです。納入通知書と預金通帳にお使いの印鑑を持って、松本市内の金融機関又はゆうちょ銀行・郵便局の窓口でお申し込みください。

また、納入通知書でのお支払いは、金融機関などのほかコンビニエンスストア(セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、MMK設置店)、電子納付(FamiPay、PayPay、楽天銀行コンビニ支払いサービス、PayB、au PAY、d払い、楽天 Pay)でも納入できます。

水道管の凍結 ❄️❄️

～松本市の冬にご注意ください！！～

【問い合わせ】
上下水道局 営業課
TEL:0263-48-6850

水道管の凍結防止&凍結してしまったら

❄️ 水道管の凍結防止

防寒の不完全な水道管は凍結すると破裂することがあります。特に水道管がむき出しの状態や、北向きの場所、風当たりの強い場所は注意が必要です。入居する際は、屋外の立ち上がりに電熱帯を巻き、上から保温テープを巻く(プラグの差し忘れに注意)、メーターボックスの中に発泡スチロール等を濡れないようにビニール袋に入れて保温するなど、凍結防止対策をしてください。

❄️ 凍結してしまったら

- ・水道が凍って水が出ない→タオルをかぶせ、上からゆっくりとぬるま湯をかけて溶かします。
- ・水道管が破裂した→不凍栓を閉めて水を止め、不動産業者や大家さんにご相談し、指定工事店に修理を依頼してください。

断水でお困りのときは

突然、自宅ですべての蛇口から水が出ない時は、管理会社か上下水道局上水道課へお問合せください。
夜間、土、日、祝日は上下水道局宿直(TEL:0263-47-3560)へ

【問い合わせ】
上下水道局 上水道課
TEL:0263-48-6830

消費生活

～悪質商法にご用心～



【問い合わせ】
松本市消費生活センター
TEL:0263-36-8832
FAX:0263-36-6839

日常の消費生活の相談は

訪問販売や通信販売等での契約トラブルやクレジット・借金問題でお困りのときには、まずご連絡を！

- ➔ 局番なしの 188 番(いやや！)
- ➔ 松本市消費生活センター(松本市役所市民相談課内)
TEL 0263-36-8832 FAX 0263-36-6839
- ➔ 長野県消費生活センター(長野県松本合同庁舎内・長野県内在住者相談窓口)
TEL 0263-40-3660

賢い消費者になるために

- 1 はっきり断る
- 2 うまい話はまず疑う
- 3 気軽に財産の内容を教えない
- 4 署名、押印はうかつにしない
- 5 迷ったら一人で悩まず、すぐ相談



悪質な手口を知って、賢い消費者に!!!

例えば…

- ・借金してまで投資や副業はしない
- ・電子マネー(プリペイドカード)の番号を送らない
- ・ブランド品が破格の安さ(80%OFFなど)のネット広告
- ・スマートフォンやパソコンの遠隔操作をさせない
- ☆ クレジットカードは他人に貸さない
- ☆ 通信販売にクーリング・オフはありません

町会への加入

【問い合わせ】
地域づくり支援課
TEL:0263-34-3280



町会とは

住民相互の親睦を図り、より良い生活環境をつくるため、各地域の住民等により設立・組織・運営されている組織です。



活動内容

- ・住民相互の連絡、親睦活動
- ・行政機関等との連携(松本市等からのお知らせ資料の配布や回覧)
- ・地域の環境美化活動
- ・公民館やゴミステーションなどの維持管理
- ・防犯や防災活動
- ・市に対する要望の取りまとめ



町会費

町会費は町会活動や町内公民館の維持管理にあてられます。金額は町会によって異なります。



町会に入るには

お近くの町会役員、または地域づくりセンターにお問い合わせください。



災害の時は

災害時には、地域での支え合いや安否確認が大切になります。町会ではいざというときの助け合いや支え合い、初期消火、避難誘導などを行う為の自主防災組織があります。

長野県民交通災害共済



長野県民交通災害共済は、会費を納めて会員になった方が、万一交通事故にあった時に、通院日数、入院期間に応じて、お見舞金(2万円～30万円)が支給される制度です。年会費は400円です。

会員期間



令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。

4月以降も随時加入できます。

その場合は、会費納入の翌日から令和9年3月31日までです。

加入資格



令和8年4月1日以降、松本市に居住する方ならどなたでも加入できます。

加入するには



年額400円の会費を添えて、地域づくり支援課または支所・出張所でお申し込みください。
(申込書は窓口にあります。)

詳しくは・・・



長野県民交通災害共済のホームページをご覧ください。
<http://www.cheering-nagano.jp/koutsu/>



自転車損害賠償保険等への加入

長野県では県内で自転車を利用する際には、自転車損害賠償保険等への加入が義務化されています。自転車に乗るときには、安全に運転することが何よりも大切です。しかし、万が一交通事故が発生した際には、被害者の身体や生命に生じた損害への補償が確実に行われなければなりません。

また、多額の賠償請求による加害者側の経済的な破綻を回避するためにも、ご自身の保険等への加入状況を確認して、万が一に備えましょう！

チェック
スタート！

自転車損害賠償保険等の加入状況確認シート

自転車を利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合などに備えて、相手の生命または身体の損害を補償できる保険(自転車損害賠償責任保険等)に加入していますか？

* 自転車安全整備士が点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」も該当します。



はい

わからない

いいえ

自分が自動車保険、火災保険、傷害保険、共済、各種団体保険のいずれかに加入していますか？

はい

わからない

いいえ



両親が自動車保険、火災保険、傷害保険、共済、各種団体保険のいずれかに加入していて、子(自分)も補償の対象となっている。

はい

わからない

いいえ

自転車損害賠償保険等に相当する補償が、「基本補償または特約」としてついていますか？
* 特約の名称は、個人賠償責任補償特約、日常生活賠償特約など、保険契約等により異なります。

両親に保険の内容を確認しましょう。

はい

わからない

いいえ

自転車損害賠償保険等に加入しています。

両親に保険の内容を確認しましょう。

自転車損害賠償保険等への加入が必要です。

自転車ヘルメット着用努力義務

自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となりました。自分の命を守るため、ヘルメットを着用して自転車に乗車しましょう。

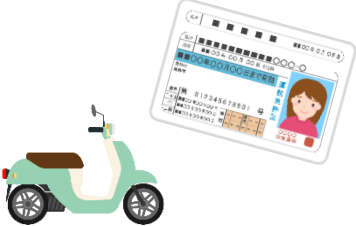
原付バイクについて

【問い合わせ】

市民税課 庶務担当

TEL:0263-33-4218(直通)

原付バイクの登録手続きの持ち物 (表1)

新規登録	名義変更	廃車
<p>○車台番号のわかるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売店発行販売証明書 ・車台番号の石刷りまたは写真 ・廃車証明書 <p>など いずれか一点</p> <p>○運転免許証などの身分証明書</p>	<p>○車台番号のわかるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車台番号の石刷りまたは写真 ・標識交付証明書 <p>など いずれか一点</p> <p>○運転免許証などの身分証明書(新所有者が申請するときは、旧所有者の住所、氏名、電話番号の記載が必要)</p> <p>※譲渡等の場合 譲渡証明書が必要となります。</p>	<p>○ナンバープレート</p> <p>○標識交付証明書 (紛失した場合はその旨申出)</p> <p>○運転免許証などの身分証明書</p> 

※車台番号の石刷りとは、刻印されている車台番号に紙をあて上から鉛筆で擦ったものです。

Q1 松本市に住民登録がなくてもバイクの登録はできますか？

A1 登録可能です。

市役所でナンバープレートの発行ができるのは、125cc以下の原付バイクです。
「軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書」に現住所と住民登録地の住所、世帯主の氏名と電話番号等を記入していただく必要があります。
原付バイクの登録等手続きに必要な持ち物は*表1を参考にしてください。

Q2 原付バイクを友人に譲りたい場合は、どうすれば良いですか？

A2 2つの方法があります。

●**松本市内に在住**している友人の場合

市役所で名義変更の手続きが必要です。

●**松本市外に在住**している友人の場合

市役所でナンバープレートを返納する手続き(廃車)が必要です。

友人には、市役所から発行される廃車証明書を渡してください。

Q3 松本市から転出する時の原付バイクの手続きについて教えてください。

A3 松本市役所でナンバープレートを返納(廃車)する手続きが必要です。
ただし、転出先の市町村で原付バイクの登録をすることを条件に、松本市のナンバープレートの返納を受け付ける場合がありますので、詳しくは転出先の市町村にご相談ください。

Q4 その他、原付バイクに係る注意事項を教えてください。

A4 原付バイクの登録と併せて、自動車損害賠償責任保険・共済(自賠責)への加入が必要です。
自賠責に加入せずに、公道を走行した場合、1年以下の懲役、又は50万円以下の罰金、さらに違反点数が6点となり、免許停止などの処分の対象となります。
もし、人身事故を起こした場合は、多額の損害賠償金を自分で支払うことになります。
学校を卒業して松本市を離れるときは、アパートや大学の駐車場に原付バイクを放置しないようお願いします。アパート等の管理者などから放置バイクの撤去についての相談が市役所に寄せられています。
誰かに原付バイクを譲るときは、必ず名義変更の手続きを行ってください。友人に譲った原付バイクの納付書が自分宛てに届いたという問い合わせも市役所に数多く寄せられています。

Q5 軽自動車、軽二輪車(250cc以下のバイク)、小型二輪車(250ccを超えるバイク)の手続きの問い合わせ先を教えてください。

A5 問い合わせ先は以下の通りです。

車種	問い合わせ先	電話番号
軽自動車	軽自動車検査協会長野事務所松本支所	050-3816-1855
軽二輪車 小型二輪車	松本自動車検査登録事務所	050-5540-2043



家庭で不用になった 自転車の処分方法

廃棄処分・譲渡 など

決められた方法で
きちんと処分・譲渡しましょう



Q1 個人所有の自転車を処分するにはどうすればよいですか？

A1 まずは自転車を処分する前に、**防犯登録を抹消**してください。
処分の方法は以下の3パターンがあります。

▼パターン1

市民の方であれば指定日に資源ごみへ**無料**で出すことができます。
「家庭ごみのごみ・資源物の分け方・出し方」(P8)をご覧ください。

▼パターン2

有料になりますが、市民の方であれば市内のリサイクルセンターにお持ち
いただけます。

▼パターン3

商業施設等の管理者の方であれば、産業廃棄物処理の業者に直接ご相談
してください。



Q2 自転車を知人に譲りたい場合は、どうすれば良いですか？

A2 自転車を譲渡する場合は、**防犯登録の抹消手続き**をしてください。

手続きは、[長野県防犯協会連合会](#)への電話連絡(026-217-1057)で
行えます。

譲渡する方は、譲り受ける方に自転車と合わせて譲渡証明書(任意様式)を
渡してください。

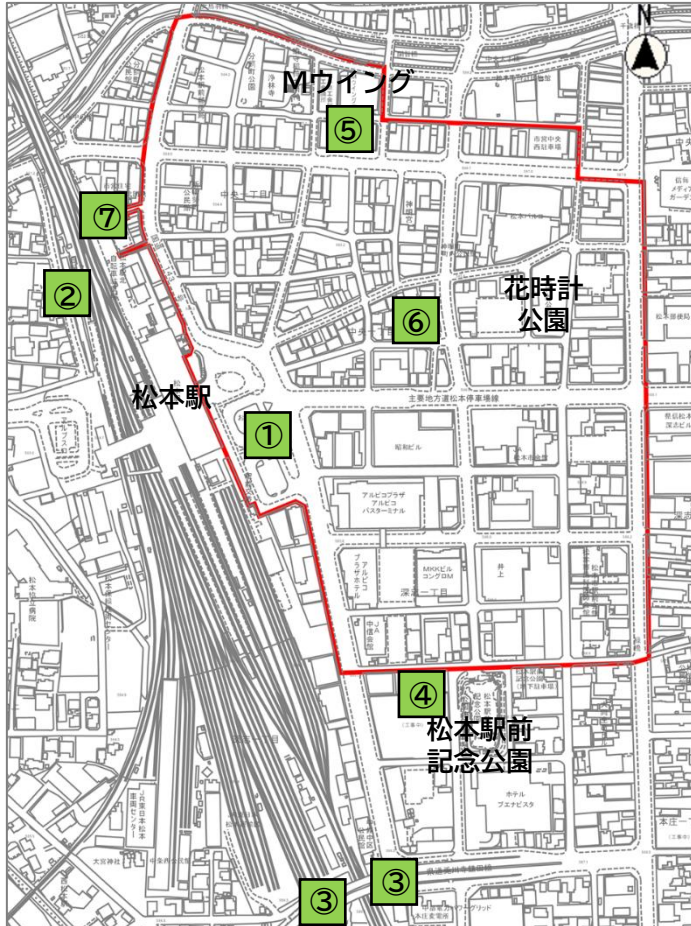
譲り受けた方は、新たに新規防犯登録を行う必要があります。

松本駅周辺の『自転車等放置整理区域』

松本市では、歩行や緊急活動の妨げとなる放置自転車をなくすため、条例に基づき、松本駅周辺を放置整理区域に指定し、指導や撤去を行っています。

まちなかに自転車で出かける際には、ルールを守って安全に自転車を駐輪しましょう。

お店の駐輪場がわからないときは、お店の人に「自転車はここに駐輪していいですか？」と一声かけるようにしましょう。一人ひとりの心掛けが、歩いて楽しいまちづくりにつながります。



この場所は、自転車等放置整理区域です。
この付近に自転車等を放置する行為は禁止されています！
この場所に放置されている自転車等は撤去します。

■松本駅周辺の自転車駐車場

	名称	開場時間	一時使用(24時間ごと)	連絡先
①	松本駅お城口広場 自転車駐車場	24時間	自転車 100円 原付 150円	(0263)33-8015 松本駅北駐輪場
②	松本駅アルプス口 自転車駐車場	午前6時～午後11時	※入場から1時間30分は無料	
③	中条自転車駐車場	24時間	無料 ※ちよこっとパークングの利用は6時間まで	(0263)34-3245 松本市 自転車推進課
④	松本駅前記念公園 西側臨時自転車駐車場			
⑤	ちよこっとパークング			
⑥	⑤伊勢町8台/⑥神明町8台			

■撤去された場合は、どこにあるの？

⑦松本駅北自転車駐車場(電話(0263)33-8015)で一定期間保管しています。

引き取りの際は、撤去保管手数料(自転車2,000円、原動機付自転車3,000円)、身分証明書と自転車等の鍵が必要です。



ぐるっとまつもと
Gurutto Matsumoto

Hello New Smart!

ぐるっとまつもとバスは もっと便利にスマートに!



詳しくは
▼コチラから



通勤・通学も、お買い物も、暮らしに合わせて“選べる交通”へ。
「ぐるっとまつもとバス」運賃制度が新しくなります。(R8.3.14~)

学生・子育て世代を応援

通学定期券の割引率を **40% ▶ 50%** へ
※一般路線のみ

金額式フリー定期券導入!
※購入時に指定した金額内ならどこでも乗り降り自由!
(チケットQRアプリ専用、一般路線のみ)

付添い幼児の無料乗車 **1人 ▶ 3人** に拡大

中学生まで小児運賃
※ICカードは、大人用(記名/無記名)をご利用ください
※KURURU定期券は、大人用定期券を半額で販売します
※定期区間外やSFで乗車する場合、大人運賃扱いとなるため、支払時に乗務員へ申告してください

選べるキャッシュレス決済

交通系ICカードでの決済が可能に
※Suica・KURURUなど(R8.4.1~)
※一般路線のみ

キャッシュレス決済利用で
普通運賃が割引に
※普通運賃が一律20円割引(概ね2年間の期間限定)

- 対象決済
- ・交通系ICカード(Suicaなど)
 - ・地域連携ICカード「KURURU」
 - ・チケットQR(アプリ/紙製プリペイド)
 - ・クレジットタッチ決済
- ※リップルマークの付いたカードが必要です
※マスターカードなどはご利用できません



バスに乗って便利な生活を！

ぐるっとまっととバスのご案内

松本市内のバス情報はコチラ
路線図・時刻表
運賃・バスの位置情報



松本市ホームページ

バスの利用は スマホでシンカ！



✓ バスの時間が
検索できる！

✓ バスの位置情報が
分かる！



市街地の移動は

“シェアサイクル”がおすすめです。



□ シェアサイクルとは…

専用駐輪場(ステーション)であれば、**24時間**いつでも自転車を借りたり返したりできるサービスです。

□ おすすめポイント

- 中心市街地を中心に**40か所以上**で利用可能
- **24時間**いつでも利用可能(一部除く)
- **電動アシスト付自転車**で坂道もラクラク
- 支払いはキャッシュレス
- 全国のハローサイクリングが利用可能

アプリのダウンロードはこちら



□ 利用したい

まずはスマートフォンで専用のアプリ(HELLO CYCLING)をダウンロード

【お問い合わせ:OpenStreet 株式会社 050-3821-8282(9時~18時)】

自転車が安全に走れるまちをめざして

▶▶▶▶▶ **自転車は道路(車道)の左側を通行しましょう** ▶▶▶▶▶

自転車が安全に道路(車道)を走れるよう、自転車の通行空間の整備を進めています。

※自転車は、軽車両です。原則道路(車道)の左側を通行しましょう。(13歳未満の子ども、70歳以上の方、体の不自由な方や車道通行が危険なとき、歩道通行可の標識がある場合は、歩道を徐行して通行することができます。)

※自動車のドライバーは、前方を走る自転車の強引な追い越しや交差点等での左折時の巻き込み事故に注意しましょう。

主な自転車通行空間の整備形態



松本市の災害情報



【問い合わせ】

危機管理課 TEL:0263-33-9119

消防防災課 TEL:0263-33-1191

松本安心ネット

松本市が発信する防災等の緊急情報(避難情報、避難所開設情報、行方不明者情報)をメールでお届けします。利用料は無料※！

登録、設定は簡単！気象情報、火災情報、防犯情報、Jアラート等さまざまな情報を受取ることも可能です。

※メールを受信する際の通信料(パケット通信料)は、利用者の負担になります。

登録はこちら！



Yahoo!防災速報

iPhone版



Android版



通知対象地域を「松本市」に設定、または現在地連動通知の設定が「オン」になっている市内に滞在している方に、防災等の緊急情報(避難情報、避難所開設情報等)をアプリで提供します。

同報系防災行政無線

市民の皆さんに緊急・災害情報等を的確かつ迅速に伝達するための手段の一つとして、屋外スピーカーと戸別受信機を通じて情報伝達を行います。

放送内容が聞き取りにくい場合や、もう一度聞きたい場合は、テレホンサービスへお電話を！
テレホンサービス無料 0120-07-8686 / 有料 0263-36-8686 (48時間以内の放送内容が確認できます)

【市 HP・市公式 SNS】

災害発生時は、災害情報を市公式 HP、SNS で発信します。

※市公式 LINE では「防災」メニューがあります。

松本市

検索



松本市ハザードマップ(防災マップ)

近年多発している豪雨災害・地震災害への対応を踏まえ、令和6年4月に更新しました。

市民の皆さん一人一人に、身近にある危険を知っていただき、個人、家庭、地域で災害に備えましょう。松本市ホームページからご覧ください。

松本市ホームページからご覧ください →



一緒にこの町を守ってくれないか？
あなたの力が必要です。



松本市消防団



団員募集!!

- ◎ 入団資格 年齢18才以上で松本市に居住または勤務・通学する心身健康な方
 - ◎ 待 遇 身分 非常勤特別職の地方公務員（公務災害補償あり）
報酬 出動や訓練ごとに規定の金額 別途費用弁償（交通費）
年額報酬 退職報償金（在団5年以上）などを支給
 - ◎ 任 務
 - ◆ [平常時] 火災予防活動や減災、災害活動に必要なスキルの習得
 - ◆ [災害時] 消火活動、風水害などの防御・警戒活動や救助・救出活動、行方不明者搜索等
- ※ 活動は強制ではありません。可能な範囲の参加OK

◎問い合わせ 松本市 危機管理部 消防防災課 （消防団事務局）

【活動紹介】

直通 0263-33-1191 e-mail shobo@city.matsumoto.lg.jp

【報酬など】



MATSUMOTO_SHOBODAN

災害時、大切な人を守るのはあなたです
あなたの加入をお待ちしています！



消防団入団特典

松本市消防団に加入すると様々な制度やサービスの利用ができます

◆資格取得補助



準中型・中型・大型自動車免許、危険物取扱者（乙種第4類）、チェーンソー特別教育、小型移動式クレーン技能講習、玉掛け技能講習、車両系建設機械運転技能講習（整地・運搬・積込み用及び掘削用）、ドローン操縦士、防災士 ※いずれも上限有

◆施設利用補助



市内施設（美術館、博物館、入浴施設、映画館、ボウリング場、カラオケ、プール 他）で使える10,000円分のデジタルチケットを全員に配布

◆消防団応援ショップ



信州消防団員カードの掲示で、応援ショップでの特典やサービス（商品割引、ドリンクサービスなど）



地域の安全は自分たちが守る！

あなたも消防団に入って地域貢献しませんか

女性団員絶賛募集中(74名の女性団員が活躍中！【令和8年2月時点】)

選挙

民主政治の基盤は選挙

投票日がきたら投票に行こう！

【問い合わせ】

選挙管理委員会事務局

TEL:0263-34-3230

【選挙の各種情報】

市公式 HP



投票するためには？

選挙で投票するためには、選挙権を有し、市区町村の選挙管理委員会が管理する選挙人名簿に登録されている必要があります。

選挙人名簿に登録されるためには

選挙人名簿に登録されるためには、満 18 歳以上の日本国民で、住民票が作成された日から引き続き 3 カ月以上継続して、その市区町村の住民基本台帳に登録されていることが必要です。

投票の流れ

■ 投票所入場券

選挙の前には住民票のある自宅に「投票所入場券」が届きます。

■ 投票できる場所は？

市区町村では、地域ごとに「投票区」が定められています。投票日当日は、自身が属する投票区の投票所で投票します。（「投票所入場券」に投票場所が書かれています。）

■ 持ち物は？

投票所入場券を持って出掛けましょう。

※投票所入場券を忘れて（無くして）しまっても、本人確認ができれば投票できます。

■ 投票できる時間は？

原則として午前7時から午後8時の間に投票することができます。

※投票所によっては、時間が異なることがあります。



投票日当日に投票できない！そんなときは・・・

■ 期日前投票・・・投票日に仕事や旅行などの予定がある人は、原則として告示（公示）日の翌日から投票日の前日まで期日前投票をすることができます。

■ 不在者投票・・・選挙期間中、仕事や旅行などで選挙人名簿登録地以外の市区町村に滞在している人は、滞在先の市区町村で不在者投票をすることができます。

【選挙の種類と選挙権・被選挙権】

選挙の種類	選挙権	被選挙権
衆議院議員選挙	満 18 歳以上の日本国民	満 25 歳以上の日本国民
参議院議員選挙		満 30 歳以上の日本国民
県知事選挙	満 18 歳以上の日本国民で、引き続き 3 カ月以上その都道府県の同一の市区町村に住所のある人	満 30 歳以上の日本国民
県議会議員選挙		満 25 歳以上の日本国民で、その都道府県議会議員の選挙権を持っている人
市長選挙	満 18 歳以上の日本国民で、引き続き 3 カ月以上その市区町村に住所のある人	満 25 歳以上の日本国民
市議会議員選挙		満 25 歳以上の日本国民で、その市区町村議会議員の選挙権を持っている人

投票は大事な意思表示です。あなたの一票が未来を変える力となります。

松本市の冬にご注意ください！！

山々に囲まれた自然豊かな松本市。

標高 592.21 メートル（基準値：市役所）に位置するので、冬の寒さには注意が必要な地域です。



道路の除雪

松本市では、道路除雪事業計画に基づき、冬期間における道路交通の確保のため、市民の皆さんが安全・安心な生活ができるよう、除雪作業を行っています。

しかし、行政で全ての道路を除雪することはできません。皆さんには、身近な道路の除雪をお願いするとともに、町会などの組織的な取り組みにご協力をお願いします。

詳しくは右側の QR コードから除雪ガイドを確認してください。



冬の道路は

雪が積もったり、朝晩の冷え込みによって、道路が凍結し滑りやすくなります。通行には十分注意するとともに、車には必ずスタッドレスタイヤを装着し、安全な速度を心がけましょう。

また、地域の要望により、凍結防止剤を提供していますので、坂道や日陰などの凍結し滑る恐れのある市道に散布してください。

雪冬道の交通安全 ～雪冬道を歩くときは

《雪冬道を歩くときの留意点》

- ❶ 滑りにくい靴をはき、足元に注意して歩く。
- ❷ 足元を気にしすぎて、車への注意を忘れない。
- ❸ 車が止まったことを確かめてから道路を渡る。
- ❹ できるだけ信号機のある場所で道路を渡る。
- ❺ 右側通行を心掛ける。
- ❻ 明るい色の服装をし、悪天候時はなるべく外出しない。



冬期の運転準備は万全ですか！

～ 運転前の注意事項！ ～

屋根の雪は必ず落としましょう。

車の屋根に雪が積もった状態で運転すると、走行中に雪が落下して事故の原因になり大変危険です。必ず、スノーブラシ等で屋根の雪を落としてから運転してください。

駐車場の除雪について！

雪が積もったままのスペースに車を駐車した場合、排気ガスが車内に逆流することがあります。必ず、除雪してから駐車してください。

サイドブレーキ使用時の注意！

サイドブレーキで長時間駐車した場合、凍結によりブレーキが戻らなくなることがありますので、駐車する際は、注意してください。

バッテリーの点検について！

冬期は、気温の影響を受けやすいバッテリーにとっては、苦手な季節となります。

- エンジンがかかりにくい
- ヘッドライトが暗く感じる

は、バッテリーが弱っているサインかもしれません。突然のバッテリー上がりには慌てることのないように、定期的なバッテリーのチェックを行いましょう。

ワイパーの凍結に注意！

フロントガラスが凍るとワイパーのゴムも一緒に凍り付くことがあり、無理にはがすとゴムを傷めるおそれがあります。

- ワイパーを立てて駐車しておく
 - フロントガラスにカバーをかける
- 等の対策をすれば凍結の防止になります。また、冬用のワイパーも販売されています。

ウィンドウォッシャーも冬用を！

氷点下になるとウィンドウォッシャー液も凍ってしまう可能性がありますので、冬期は寒冷地用のウィンドウォッシャー液を入れてください。

その場合は、1回か2回ウォッシャー液を出してパイプに液を通しておくことが大切です。

～ 運転する際の注意！ ～

雪道のノーマルタイヤは危険です！

雪道をノーマルタイヤで走行することは、違反として処罰の対象になるばかりかスリップして交通事故を起こす大変危険な行為です。

雪がシャーベット状になっていても、必ずタイヤチェーンや冬用タイヤの装着をお願いします。

タイヤの点検も忘れずに！

タイヤのトラブルといえば、**【空気圧不足】**や**【摩耗による溝不足】**があります。

たとえ、冬用タイヤを装着していても、残り溝が十分(5割以上)あるか点検を必ず行いましょう。

「わだち」「ふきだまりの雪」に注意！

積雪路面では、【わだち】や【ふきだまり】にハンドルをとられたり、積雪で分かりずらくなった側溝に落ちたりすることがありますので注意してください。

車の装備品の点検も忘れずに！

軍手、長靴、スノーブラシ、タイヤチェーン、ブースターケーブル、懐中電灯、牽引ロープ、タオル等ができる限り積載し、万が一のトラブルに備えましょう。

スリップ事故防止



滑りやすい場所を知っておこう！

●道路環境によるスリップ

- 橋の上・立体交差道路
- 山間部など、標高の高い地帯
- 下り坂、カーブ
- 日影部分の路面
- トンネルの出入口

●路面状況によるスリップ

- 大雪のあとで除雪していない道路
- 新雪がうっすらある道路
- 寒気が緩んだ時の道路
- ラッシュや渋滞後の道路



スリップ事故防止のためのアドバイス

❄️ 発進する時

急発進はスリップ事故のもとです。

アクセルをゆっくり踏み込み、滑らかにスタートしましょう。



❄️ 止まる時

急ブレーキはスリップの危険性が大きいので絶対にやめてください。

エンジンプレーキを活用し、ブレーキペダルは夏場の2倍以上手前から軽く小刻みに踏みましょう。

❄️ カーブを曲がる時

カーブが緩いほど油断しがちです。

カーブの手前から十分に減速して、カーブ走行中はブレーキをなるべく掛けないようにしましょう。



❄️ 右左折する時

合図の遅れや、無理な右左折は他の車や歩行者に危険を及ぼします。

合図は早めに出し、しっかり減速してから曲がりましょう。



時間にゆとりを！心にゆとりを！

スピードは
控えて！

冬道は、予期せぬ渋滞でイライラ、予定時間が迫りハラハラします。

安全運転のためにも時間に余裕をもって行動してください。

時間にゆとりができれば、心にゆとりが生まれます。

心にゆとりができれば、他車や歩行者を思いやる運転ができます。



車は急に止まれない



車間距離は長めにね！



松本市ハタチの記念式典

【問い合わせ】
若者参画課
TEL:0263-34-2070

松本市ハタチの記念式典について

大人になったことを自覚し、人生の門出を祝い激励するため、例年1月の成人の日の前日(日曜日)に開催しています。

松本市ハタチの記念式典の案内通知

11月中旬頃に該当者(松本市に住民登録のある20歳を迎える方、またはご家族が松本市に住民登録のある20歳を迎える方)へ郵送します。



松本市以外に住所がある場合

松本市外の中学校等を卒業された方や、現在松本市に住民票がない方も出席できます。お申し込み方法などは、事務局(若者参画課)にお問い合わせください。

式典日程や会場、受付方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。



他の自治体の式典に参加を希望する場合

参加を希望する自治体へ、直接お問い合わせください。

まつもとの方言

～まつもとの方言を覚えよう～

方言	使い方	意味
ぼける	りんごがぼけてる	りんごの歯ごたえがなくなってしまった
ずく	ずくがない	やる気が起こらない
しみる	今朝はしみた 車がしみてる	今朝は寒かった 車のフロントガラスが凍っている
いただきました	(食後) いただきました	ごちそうさまでした
つもい	靴がつもい	靴がきつい
とんでいく	急いでとんでいく	急いで走って行く
まってる	雪が舞ってる	雪が降り始めた
へら	へら火傷した	舌を火傷してしまった
こわい	ごはんがこわい	ごはんが固い
はあるか	はあるかぶり	久しぶり
のの様	のの様に手を合わす	仏壇に手を合わせる
かしがる	建物がかしがってる	建物が傾いている
あばな(ね)	ほしや、あばな(ね)	それでは、さようなら

松本市ホームページ

ホームページで、最新の情報を発信しています。大規模災害時には、災害専用トップページに切り替わり、災害情報が得やすくなります。



松本市公式SNS

ごみの出し方、交通情報など、便利なメニューをぜひ利用してください。



LINEの友だち登録を！



X



Facebook



Instagram



note



YouTube 松本市公式チャンネル 「松本のシンカ」

新しい事業などについて、職員が分かりやすく説明した動画を、不定期で配信しています。



広報紙

「広報まつもと」

- ◆発行日 毎月1日
- ◆配布方法 町会を通じて町会加入世帯に配布。地域づくりセンター等の公共施設にも置いてあります。



広報まつもとをアプリで！

「カタログポケット」

文字の拡大や読み上げ、翻訳、QRからのネット接続など、便利な機能が盛りだくさんです。

※全ページカラーで
ご覧いただけます！



iphone



android

松本での拠点はサポセンで決まり！

市民活動サポートセンター

ボランティア
市民活動の相談



打ち合わせ
話し合いに



サポートセンターでは、みなさんの地域での活動
やボランティア活動を支援します！

- ☆知識やスキルが身につく講座の開催
- ☆お役立ち情報の発信
- ☆予約なしで使えるフリースペース
- ☆無料 Wi-Fi 完備！

詳しくはこちら→



空き時間で勉強



ゆっくり読書



※予約利用には団体登録が必要です。
※他団体の予約がある場合、フリースペースをご利用いただけません。

住所：松本市大手3-8-13
松本市役所大手事務所2階

開館時間：9:00~21:00 (月~土)
9:00~17:00 (日・祝)
※休館：第1、第3月曜日、年末年始

お問合せ：0263-88-2988 (Tel)
kyoudou@city.matsumoto.lg.jp

松本市「学割でおトクにかえるパスポート」 学割カエルパ！



学生に街へ出て松本の魅力を知って欲しい、もっと松本を好きになって欲しいという思いと、学生が多く住む「学都松本」で学ぶ学生を地域ぐるみで応援する環境を作り、学生も地域も元気になって生き生きとした毎日になること、そして、学生が松本に愛着を持って永く定住を希望してもらえるような、魅力ある松本市になることを目的に「学割カエルパ！」事業を行っています。

松本市内の学割カエルパ！協賛店で学生証を
提示すると、素敵なサービス特典が受けられます。

全国の高校生・大学生・短大生・専門学校生・修学旅行生など
学生証を保有する方が利用できます。

松本市以外にお住いの生徒・学生さんもOKです！

ぜひ、高校生以上のお友達、ご兄弟にもご紹介いただき
一緒に松本市内を散策してみてください。

くわしくは、松本市ホームページをご覧ください。



お問い合わせ：若者参画課 0263-34-2070



学生の毎日を、みんなの未来を、
パッと明るくかえてゆく。

学割でおトクにかえるパスポート

カエルパ！

STUDENT DISCOUNT KAERUPA!

各種情報

松本市図書館

松本市の図書館は、松本市にお住まいの方や通学している方などが利用できます。中央図書館と10か所の分館、2か所のサービスポイント(村井駅と四賀公民館図書室)、信州大学附属病院図書室(こまくさ図書室)をネットワーク化し、どこでも資料の貸出、返却ができるサービスを提供しています。

県や国、大学などの図書館とも相互貸借サービスを行っています。

松本市図書館の資料を信州大学中央図書館に返却することもできます。

詳しくは松本市図書館ホームページをご覧ください。



松本市図書館ホームページ

公共施設

スポーツ施設や文化施設をホームページでご案内します。

空き照会や予約は「公共施設予約システム」をご利用ください。



公共施設案内



公共施設予約システム

松本市公式観光サイト「松本旅のしらべ」

松本キャンパスから自転車で行けちゃう観光スポットが多い松本

国宝・松本城や旧開智学校校舎、松本市美術館のほか、漫画や映画の撮影スポットも多く点在します!



松本旅のしらべ

▲▲▲▲▲ 松本市役所へのアクセス ▲▲▲▲▲

所在地:松本市丸の内3番7号

受付時間 :午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

閉庁日:土曜日、日曜日、祝日、年末年始

●○交通案内(路線バス)○●

松本駅お城口(東口)発

・松本周遊バス(タウンズニーカー)

北コース「松本城・市役所前」バス停下車

松本バスターミナル発

・美ヶ原温泉線「松本城・市役所前」バス停下車

・浅間線「松本城・市役所前」バス停下車



市役所所在地等

松本駅から市役所まで
約 1.5km
徒歩 約 20 分



松本市医療ガイド



一般社団法人 松本市医師会
 〒390-0875
 松本市城西2丁目5番5号
 TEL:0263-32-1631
 FAX:0263-35-8233
[救急当番医情報はこちら](#)



[松本市医師会ホームページ](#)



一般社団法人 松本市歯科医師会
 〒390-0815
 松本市深志2丁目3番21号
 TEL:0263-33-2354
 FAX:0263-32-6221



[歯科医師会ホームページ](#)

急な**病気**や**ケガ**等で
 救急車を呼ぶか病院に行くか迷った時には



緊急・重症の場合は迷わず **119番** 通報してください



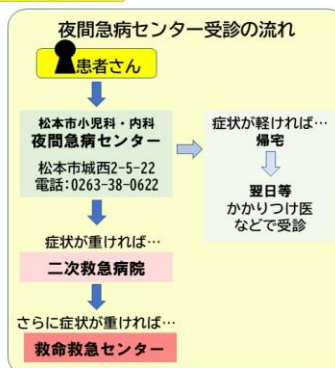
一般社団法人 松本薬剤師会
 〒390-0811
 松本市中央4丁目9番63号
 松本薬業会館1F
 TEL:0263-39-2557
 FAX:0263-35-9393



お薬のこと、薬剤師に
 なんでもご相談ください。

松本市の救急医療体制

月曜～金曜日	土曜日	日曜・祝日
	12:00～17:00 在宅当番医 (外科)	9:00～17:00 在宅当番医 (小児科・内科・外科 産婦人科・眼科・耳鼻科) ※産婦人科・眼科 耳鼻科は12:00まで
	19:00～22:00 松本市小児科・内科夜間急病センター (小児科・内科)	
	23:00～翌朝9:00 (小児科・内科) 18:00～翌朝9:00 (外科) 輪番制 二次救急病院	



松本市小児科・内科夜間急病センター (松本市城西 2-5-22 TEL 0263-38-0622)

ゼロカーボン 市民アクションプラン in まつもと

一人ひとりの行動が
気候変動対策を大きく前進させる
力になります！



市民のみなさんが主体となって作成した「ゼロカーボン市民アクションプラン in まつもと」暮らしの中で実践できる20の市民アクションと、50の具体的なアクションで構成されています

その中で、
学生の皆さんにもできるアクションを抜粋しました

みんなで
できることから実践しよう！

スタート地点

- 気候変動を身近に感じる機会に参加しよう
- アプリなどを使って、自身のCO2排出量を「見える化」してみよう



再生可能エネルギー

- 再エネ比率の高い電力を選択しよう！

省エネ

- 賃貸住宅を検討する際に、断熱性能の高い住宅を選択しよう
- 賃貸住宅を検討する際に、不動産事業者に物件の断熱性能を確認し、断熱住宅の需要が高いことを知らせよう

交通・EV普及

- 公共交通とゼロカーボンがつながっていることを知ろう
- 公共交通の利用回数を月2回以上増やそう
- 徒歩や自転車で移動を楽しもう

気候変動適応・ライフスタイル

- エコ通学にできるところから取り組もう
- 気候変動によって松本に生じている変化について知ろう
- ものを買うときに地産地消を意識しよう
- 運送輸送にかかるCO2を知り、物流の環境負荷を小さくしよう
- 家電製品を買い替える時には省エネ型の製品を選択しよう
- ごみの削減、資源循環にいっそう取り組もう！

今の選択が
地球の未来に繋がるよ♪



【問い合わせ】
環境・地域エネルギー課
TEL：0263-34-3268



アクションプランの詳細は
こちらから⇒



まつもと暮らしガイドブック 学生用 2026

発行日 令和8年4月

発行 松本市

編集 松本市役所 こども若者部 若者参画課

企画原案 松本をもっとよくしようプロジェクト(信州大学協働プロジェクト)

〒390-0811 長野県松本市中央 1-18-1(M ウイング 1階)

電話 0263-34-2070(直通)

FAX 0263-34-2071

Email wakamono@city.matsumoto.lg.jp